

・・・+・・・*+++++・・・++++-・・・+***

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改悪阻止各界連絡会議（憲法会議）

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ <http://www.kenpoukaigi.gr.jp> FAX03-3261-5453

2023年9月25日(月)

NO. 1412号

本号3頁

自民 衆院憲法審与党筆頭幹事後任に、中谷元氏で検討

自民党は、新藤義孝経済再生担当相の後任の衆院憲法審査会与党筆頭幹事に中谷元・元防衛相を起用する方向で調整に入ったと、各社が報じています。また、自民の古屋圭司憲法改正実現本部長は続投する見通しと報じています。

自民は新たな衆院憲法審の幹事に中谷氏のほか、加藤勝信前厚生労働相、根本匠衆院予算委員長らの起用を検討しています。この中で、憲法審に長く関わってきた中谷氏を筆頭幹事に据える方向で調整を進めているとのこと。岸田首相は9月13日の記者会見で、「憲法改正の議論を進めるための布陣を強化する」と述べており、憲法問題に詳しい重鎮を集結させるとみられます。

自民関係者は、「新藤氏は立憲民主党との粘り強い交渉で、衆院憲法審の定例開催に大きく貢献した。新藤氏が果たしてきた役割は個人で代行できない。チームプレーで対応する」と語っています。しかし、新藤氏の果たした役割は、とんでもないものでした。

新藤氏「中山方式」とかけ離れた、強引な審査会の運営

憲法改正を国会で議論する憲法審査会には「中山方式」という暗黙のルールが存在します。憲法を政局に絡めないことや、少数政党の声を尊重することなどを柱とする与野党間の紳士協定です。ところが、中山方式とかけ離れた与党による運営が衆院憲法審査会で強行されています。

第211国会の最終の6月15日の衆院憲法審査会で、日本共産党の赤嶺政賢氏は、次のように発言しました。「法制局が、5会派の要請に基づき、緊急事態、特に参議院の緊急集会、議員任期延長について論点整理資料に基づく報告を行いました。これは、6月13日の幹事懇談会で、論点整理資料を作成する基準として、一定の討議の積み重ねがあること、複数の会派から会長に論点整理の要請があることの二つを要件とすることを合意したことに基づくものであります。論点整理資料の作成を複数会派による要請があった場合にのみ認めるとするのは、およそ公正公平な運営とは言えません。少数意見を切り捨て、憲法審査会の運営に数の論理を持ち込むものであり、断じて容認できません。

今国会の審査会で議論されたのは、緊急事態条項だけではありません。安保3文書に基づく敵基地攻撃能力保有の違憲性など、多岐にわたるテーマが議論されてきました。にもかかわらず、多数の会派だけで、自分たちに都合のいい論点を抜き出し、改憲案のすり合わせにつなげようとすることは、断じて認められるものではありません」と。

その1週間前の8日の衆院憲法審査会で、「せっかくこれだけの時間をかけて議論を積み上げてきたわけですから、改めて論点を整理し、合意を確認し、成果を一つ一つピン留めすることを改めてお願いしたい」と、改憲派の政党が繰り返し発言。森会長は「御要請のあった件につきましては、幹事懇等で協議をいたします」と回答。それに対して、赤嶺氏は、「今国会は多岐にわたる自由討議が行われ、論点は緊急事態条項だけではありませんでした。論点整理は行うべきではない」と発言しました。

この8日の審議を受けて13日に幹事懇談会が開催され、「複数会派による要請」により論点整理資料を作成する基準が審議され、15日の衆院法務局の資料提出となったのです。しかし、赤嶺氏の

指摘のように、多数の会派だけで、自分たちに都合のいい論点を抜き出し、改憲案のすり合わせにつなげようとするのは、認められるものではありません。

衆院法制局が示した各会派の主張をまとめたという資料は、自民・公明・維新・国民・有志の会の改憲5会派と立憲・共産の2色に分けられています。「5会派はまとまっていますよ。意見が違うのは2党だけです」と強調しているようしか見えません。新藤与党筆頭幹事が出す資料も色分けされており、この資料は分断させるだけで、中山方式が目指した「全会派での一致点を見出す」という姿勢は見られません。

新藤氏 会長でもないのに勝手に衆院法制局に議論を整理させる

第210回の2022年12月1日の憲法審査会で、新藤氏は、「緊急事態に関する論点については、この臨時国会におきましても3回にわたって討議を続けてきております。この際、これまでどのような議論がなされてきたのか、私なりに取りまとめをさせていただきたいと思い、衆議院法制局に対して、事務的に整理をするよう要請をいたしました」と冒頭に発言しました。衆院憲法審査会の会長でもない与党筆頭幹事が、野党筆頭幹事への相談もなく、幹事懇談会も経ずに、勝手に、法制局に議論の中間的まとめに出させました。これはあまりにも酷く立憲・共産等から厳しい批判が行なわれました。

また、自分の資料を第211国会での16回開催のうち6回、新藤義孝名の資料をあたかも衆院憲法審査会のまとめのように提出しました。一方で、立憲の階猛氏は、2023年4月27日の審査会で、「国民投票法の附則4条」について主張し、「関連する資料の提出が認められなかったことに関しては極めて遺憾」と述べる場面がありました。このように、新藤氏らは、自分達の資料は提出し、気に入らない資料は提出させないことをやっていたのです。

「強行提案」「強行採決」したオンライン国会審議報告書 しかし、棚ざらし

衆院憲法審査会では改憲派は毎週開催を要求し、数の力で開催し続け、昨年20回、今年16回の討議を行いました。一方の参院憲法審査会は昨年までは、隔週で審査会と幹事懇談会を開催して来ましたが、立憲の小西洋之参院議員が衆院憲法審査会について「毎週開催は憲法のことなんか考えないサルがやることだ」と批判したことが大問題となり、参院憲法審査会も毎週開催の様相となりましたが、立憲・共産が奮闘し、結局今年は8回でした。

その毎週開催の衆院憲法審査会では、中山方式とはかけ離れた数の力による「強行提案」「強行採決」が行われています。

極めて酷い国民投票法改正案の提案 オンライン国会審議報告書

2022年4月27日、「日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案」を自民・公明などの新藤義孝氏外6名が提案としました。公職選挙法に盛り込まれている①開票立会人の選任に係る規定の整備、②投票立会人の選任要件の緩和、③FM放送の放送設備による憲法改正案の広報のための放送の3項目の追加です。

この提案の仕方が極めて酷いものでした。この改正に立憲・共産は、2022年6月に成立した改正国民投票法の附則4条に検討条項のネットCM、交流サイト（SNS）のあり方などの投票環境の整備などに手を付けず、これだけを成立させて国民投票法は改正されたとするのはいかなものかと反対しました。しかし、審議の終盤に、突然、自民、公明、維新の3党と有志の会の改憲会派の6名が議員席の一部に集まり、激しい怒号が飛び交う中、強行提案しました。その後も、立憲・共産は採決に反対し続け、提案されたままで採決は行われていません。

「中山方式」をなし崩し 強行採決も

また、2022年3月、オンラインでの国会審議をめぐる議論の結果、憲法解釈によって例外的な実現が可能だという意見が多かったとす

る報告書が作成されました。そして、「採決しろ」との改憲派の強引な主張のなか、3月3日に強行採決が行われ、反対は共産党だけで採択されました。

これを受けて、3月8日、自民党の森憲法審査会長らが細田衆議院議長や山口衆議院議院運営委員長らに報告書を提出しました。これに対し、細田議長は「今後は、議院運営委員会で、法規上の問題点や制度設計、必要となる環境整備などについて検討したい」と応じました。しかし、与党内では具体的な制度設計は全く審議されず、一步も進まず、結局、提出されたままで棚ざらしです。

何のための強行採決だったのか、そもそも必要な報告書だったのか。結局、毎週開催し、「中山方式」をなし崩しすることが目的だったようにしか思えません。中谷氏には、あまりにも酷かった新藤氏のような対応ではなく、憲法を政局に絡めないことや、少数政党の声を尊重することなどを柱とする与野党間の紳士協定で進めてほしいものです。

参院憲法審査会 委員名簿(9月21日現在)

役職	氏名	会派	役職	氏名	会派
会長	中曽根 弘文	(自民)		松下 新平	(自民)
幹事	浅尾 慶一郎	(自民)		松山 政司	(自民)
幹事	片山 さつき	(自民)		丸川 珠代	(自民)
幹事	牧野 たかお	(自民)		山田 宏	(自民)
幹事	山本 順三	(自民)		山谷 えり子	(自民)
幹事	熊谷 裕人	(立憲)		石川 大我	(立憲)
幹事	杉尾 秀哉	(立憲)		打越 さく良	(立憲)
幹事	西田 実仁	(公明)		小西 洋之	(立憲)
幹事	音喜多 駿	(維新)		古賀 千景	(立憲)
幹事	大塚 耕平	(民主)		辻元 清美	(立憲)
幹事	山添 拓	(共産)		福島 みずほ	(立憲)
	青山 繁晴	(自民)		佐々木 さやか	(公明)
	赤池 誠章	(自民)		矢倉 克夫	(公明)
	臼井 正一	(自民)		安江 伸夫	(公明)
	衛藤 晟一	(自民)		山本 香苗	(公明)
	加藤 明良	(自民)		浅田 均	(維新)
	小林 一大	(自民)		東 徹	(維新)
	古庄 玄知	(自民)		猪瀬 直樹	(維新)
	佐藤 正久	(自民)		磯崎 哲史	(民主)
	進藤 金日子	(自民)		舟山 康江	(民主)
	中西 祐介	(自民)		仁比 聡平	(共産)
	堀井 巖	(自民)		山本 太郎	(れ新)
	松川 るい	(自民)			

参議院憲法審査会 委員の変更なし?

参院憲法審査会の委員名簿を見ますと、9月7日の時点では堀井巖(自民 幹事)とありましたが、9月18日の名簿では堀井氏の名前はなく、こやり隆史(自民 委員)が入っていました。ところが、9月21日の名簿にこやりさんの名はなく、堀井巖(自民 委員)が入っていました。

何故か、分かりません。自民党内の問題でしょうか。ともあれ、臨時国会での第1回目の参院憲法審査会で、堀井巖(自民 幹事)交代により、1名の「幹事」の補充が行われます。きっと、堀井さんが再び幹事に戻るのでしょうか。